政治経済〈政治編〉　第５講　統治機構　内閣・裁判所

１．内閣

内閣　＝　①（　　　　　　）権は内閣に属する（65 条）

内閣は、国会の②（　　　　　）によって存立し、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う　→　③（　　　　　　　）

１－１．内閣の組織

（１）　内閣総理大臣

…　①（　　　　　　　）の中から②（　　　　　）が指名し、③（　　　　　）が任命

「内閣の首長」である

（２）　国務大臣

…　④（　　　　　　　　）が任免

⑤（　　　　　　）は国会議員でなければならない

補足

内閣総理大臣、国務大臣はいずれも⑥（　　　　　）でなければならない

１－２．内閣の権限

（１）　法律の執行と国務の総理

（２）　外交関係の処理

（３）　①（　　　　　）の締結

（４）　②（　　　　　）の作成・提出

…　提出は内閣を代表して内閣総理大臣が行なう

（５）　③（　　　　　）の制定

（６）　恩赦の決定（以上 73 条）

（７）　④（　　　　　　）の支出（87 条１項）

（８）　臨時会召集の決定（53 条）

（９）　参議院の⑤（　　　　　　）の請求（54 条２項）

（10）　衆議院の⑥（　　　　　）の決定（7 条３号、69 条）

（11）　最高裁判所長官の⑦（　　　　　）（6 条２号）

（12）　その他の裁判官の⑧（　　　　　）（79 条１項、80 条１項）

（13）　天皇の⑨（　　　　　　　）に関する助言と承認（3 条）

１－３．内閣総理大臣の権限

（１）　①（　　　　　　　　　　）の任命・罷免（68条）

…　②（　　　　　　　　）が認証

（２）　行政各部の指揮監督（72条）

（３）　国務大臣の訴追に対する同意（75条）

１－４．内閣総辞職

下記の場合には、内閣は総辞職しなければならない

（１）　衆議院で内閣不信任決議案が可決、または内閣に信任決議案が否決され、内閣が①（　　　　　　）日以内に衆議院を②（　　　　　　　）しないとき（69条）

（２）　衆議院議員の③（　　　　　　　　）後、初めて国会の召集があったとき（70条）

（３）　④（　　　　　　　　　　　　）が欠けたとき（70条）

２．裁判所

裁判所　＝　①（　　　　　　　）権は、最高裁判所および下級裁判所に属する（76条１項）

２－１．司法権の独立

（１）　司法権の独立

…　司法権およびこれを具体的に担う裁判所・裁判官は対外的にも対内的にも独立

「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」（76条３項）

（２）　裁判官の身分保障

…　公正中立な裁判を実現するため裁判官は身分を保障されており、罷免は次の場合に限定されている

・分限裁判による罷免（78条）　…　心身の著しい故障による職務不能の場合

・②（　　　　　　　）裁判による罷免（78条）　…　職務違反、職務懈怠、非行の場合

・③（　　　　　　　　　）による罷免（79条２・３項）　…　最高裁判所裁判官についてのみ

２－２．裁判所の組織（種類）

（１）　①（　　　　　　）裁判所　…　長官含む15名の裁判官で構成

（２）　②（　　　　　　）裁判所

③（　　　　　　）裁判所　…　東京、大阪、名古屋、広島、福岡等、全国８か所

④（　　　　　　）裁判所　…　原則として都道府県ごとに１か所

⑤（　　　　　　）裁判所　…　家事事件の審判や調停、少年事件等

⑥（　　　　　　）裁判所　…　軽微な事件、全国に400か所以上

２－３．裁判所の運営

（１）　裁判の種類

・民事裁判　…　一般私人間の紛争を裁く

・刑事裁判　…　罪を犯したとされる者を裁く

・行政裁判　…　国・地方公共団体等の行政機関と私人との間の紛争等を裁く

（２）　三審制

①（　　　　　　　）

…　原則としてある事件につき３回まで裁判を求めることができる制度

公正な裁判を実現し、国民の権利を慎重に保護するため

・②（　　　　　　）　…　第一審判決に不服の場合に上訴すること

・③（　　　　　　）　…　第二審判決に不服の場合にさらに上訴すること

関連事項

④（　　　　　　　）制度　…　有権者から選ばれた裁判員が職業裁判官と対等な立場で重大な刑事裁判（第一審に限られる）に参加し、事実認定および刑の量定を行なう

（３）　再審

⑤（　　　　　）

…　判決確定後でも、裁判の重大な欠陥を主張し、裁判のやり直しを行なうこと

刑事裁判においては、被告人に有利な再審しか認められない

（４）　裁判の公開

［原則］対審・判決ともに⑥（　　　　　　）（82 条）

［例外］対審については非公開可　…　裁判官の全員一致による

ただし、下記の場合は非公開不可

・政治犯罪

・出版に関する犯罪

・日本国憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件

２－４．違憲審査権

（１）　①（　　　　　　　　　）（81 条）

…　法令その他の処分が憲法に違背していないかを審査・判断する権限

全ての裁判所に与えられている

特に最高裁判所は「憲法の番人」

（２）　付随的審査制　…　審査の対象には②（　　　　　　　　　　）が必要

（３）　違憲判決の効力　…　法令等は原則として当該事件に限って無効

【過去問：H20 年度　東京消防庁】
わが国の裁判制度に関する記述として、最も妥当なのはどれか。

1. 裁判所には、最高裁判所と法律によって設置される下級裁判所があり、下級裁判所には、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所および行政裁判所がある。
2. 裁判の公正と人権保障のため、裁判の公開の原則が定められており、裁判の対審と判決は常に公開しなければならない。
3. 2004 年に制定された裁判員制度が実施されると、国民から無作為に抽出された裁判員が、刑事事件の事実認定に加わるが、量刑は裁判官が決定する。
4. 裁判によって刑が確定した後でも、判決の事実認定に合理的な疑いが持たれるような証拠が発見された場合には、再審という裁判のやり直しを求めることができる。
5. 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する唯一の裁判所である。

政治経済〈政治編〉　過去問解答

第１講	日本国憲法の基本的性格	4
第２講	基本的人権１	2
第３講	基本的人権２	1
第４講	統治機構　三権分立・国会	2
第５講	統治機構　内閣・裁判所	4